

間事業者によって家賃債務保証が実施されているほか、平成19(2007)年度より、子育て世帯の入居を受け入れる賃貸住宅として登録された住宅について、高齢者居住支援センターにおいて滞納家賃の債務保証等を実施している。

(4) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。